

山口県報

平成22年
2月23日
(火曜日)

目次

告示

保安林予定森林（森林整備課）……………

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅（水産振興課）……………

通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路の指定（道路整備課）……………

通行する車両の高さの最高限度が四メートルである道路の指定（道路整備課）……………

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町道の改築に関する工事の完了（道路整備課）……………

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正（砂防課）……………

公告

林業種苗生産事業者講習会の開催（森林整備課）……………

山口県告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十二年二月二十三日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊田町大字一ノ俣字森木三五六の二、字殿居越三八〇、字くさり畑三八六の一、豊田町大字杵路字森の上六五二、字真名の上六五八、一七〇八



長門市日置中字大取一六八の一、字二ノ足河内一八九九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

保安林予定森林の所在場所

山口市阿東蔵目喜字大谷浴一〇三九の一、字平イ台一九九二の一、阿東生雲中字開作西ヶ輪一七三九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

保安林予定森林の所在場所

下関市豊浦町大字川棚字台九四〇、九四一の一、九四三、九五二の一（次の図に示

一 保安林予定森林の所在場所

す部分に限る。)、字成畑二四六九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字吉部下字池の奥四六、一六五四、字長尾山六九、字平床七二、一八七の

一、一八八、字池の峠二〇一、二〇三から二〇五まで、字笠松一六五三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規

定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十八年山口県告示第七十号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十二年二月九日限り消滅した。

平成二十二年二月二十三日

山口県知事 二井 関成

由宇加入区

山口県告示第六十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成二十二年二月二十三日

山口県知事 二井 関成

路線名	区	間	指定の期日
一般国道 二六二号	萩市大字土原字土原一七九の一地先から 同市大字椿字立川二四〇九の八地先まで		平成二十二年四月 一日
県道 岩国大竹線	岩国市柱野字とりこえ一八の一地先から 同市御庄字久津神一〇九の一地先まで		
県道 藤生停車場 錦帯橋線	岩国市藤生町三丁目一〇九の一地先から 同市 同町一八の三六地先まで		
県道 徳山新南陽 線	岩国市海土路町一丁目九八三の二地先から 同市御庄字久津神一〇九の一地先まで		
	周南市入船町一地先から 同市古泉一丁目一〇九八の二地先まで		

山口県告示第七十号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・メートルである道路を次のとおり指定する。

平成二十二年二月二十三日

山口県知事 二井 関成

路線名	区	間	指定の期日
県道 岩国大竹線	岩国市	柱野字とりこえ一八の一地先から 同市御庄字久津神一〇九の一地先まで	平成二十二年四月一日
県道 藤生停車場 藤生橋線	岩国市	藤生町三丁目一〇九の一地先から 同市同町一八の三六地先まで	
	岩国市	海土路町一丁目九八三の二地先から 同市御庄字久津神一〇九の一地先まで	

山口県告示第七十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定による市町道の改築に関する工事を次のとおり完了する。

平成二十二年二月二十三日

山口県知事 二井 関成

市名	路線名	工事完了区間	工事種類の完了年月日
宇部市	市道 産業道路線	宇部市大字船木字指月三九五の二地先から 同市同大字字柿ノ木田一〇〇五の一地先まで	平成二十二年二月二十三日

山口県告示第七十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十六年山口県告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 砂山町二丁目①の③地区に関する部分二区域の範囲を次のように改める。
- 一 区域の範囲
- 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地番	標柱番号
岩国市	砂山町二丁目	二二四の一	一号
"	"	五六四	二号
"	"	五六四	三号
"	"	二九九	四号
"	"	二九八	五号
"	"	二九七の一	六号
"	"	二九七の二	七号
"	"	三三六	八号
"	"	三二七の二	九号
"	"	二九五の一	十号
"	"	二八一の二	十一号
"	"	二五五の二	十二号
"	"	二四七	十三号
"	"	二四四の三	十四号



(四七) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成二十二年二月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 講習の対象となる者
- 林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十二年三月十九日（金曜日）午前九時から
- (二) 場所

三 講習の科目及び時間
 山口市宮野上二七六八番地の一 山口県農林総合技術センター 林業技術部

科 目	時 間
種 苗 に 関 す る 法 令	二
種 苗 の 産 地 及 び 系 統	二
種 苗 の 生 産 技 術	二

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則（昭和四十六年山口県規則第五号）第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙をばって、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

平成二十二年三月十二日（金曜日）

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課（電話〇八三―九三三―三四八五）又は最寄りの農林事務所にすること。